

新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 TEL0254-22-4390
 FAX 22-4705
 2018. 8. 27
 NO 2118

簿記教室で簿記の基礎を学習

新発田民商は、「自主記帳」「自主計算」活動の取り組みとして8月から来年1月まで連続して「初歩の簿記教室」を行います。8月7日に第1回目が行われ、昼の部、夜の部合わせて5名が参加しました。



この日は、日商簿記3級のテキストを使って、「簿記の意義としくみ」「勘定と取引」について学びました。初めて簿記を学ぶ人もいて、「勘定」や「借方・貸方」など聞き慣れない専門用語に戸惑いながらも、例題を解きながら理解を深めていきました。

【9月の日程】

日時 9月4日(火) 9月18日(火)

午後1時30分～3時か、午後6時30分～8時のいずれか都合の良い時間に参加ください。

会場 民商事務所2階

*教材を準備するため、新たに参加する方は事前にお申し込みをお願いします。

青年部

集まって話をするのはいいね!

青年部は8月17日に部会を開き、今後の活動や部会の運営方法などを話し合いました。

参加した部員からは、「やっぱり集まって話をするのはいいね」「もっとゆつくり近況も聞きたいね」などの声が聞かれ、今後は定期的に部会を開催していくことを決めました。



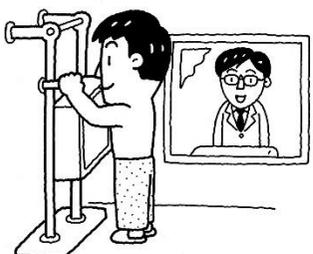
今週の商工新聞……これもおすすめ

- ◆二面…違法な税務調査に抗議 納税者の権利学び対抗
- ◆三面…多発する災害から何を学ぶか
- ◆六面…慰安旅行を損金にできる条件とは?

共済会 下越病院で集団健診

8月18日、下越病院で共済会の集団健康診断が行われました。待合室で検査を待つている間、顔見知りの会員同士が笑顔で近況を話し合っていました。

健診結果の報告会は、後日、民商事務所で行う予定です。



個人事業者の

消費税「中間申告・納付」の期限は

8月31日(金)です

前年の消費税額(国税分)が48万円を超えた場合には、中間申告・納付が必要になります。該当の方には、税務署から「中間申告書」と「納付書」が送付されます。期限内に納付しないと延滞税がかかりますので、忘れずに納付しましょう。

9月の「パソコン教室」

日時 9月21日(金) 午後6時～8時

会場 新発田民商事務所

*参加希望の方は事前にご連絡ください。

今後の日程

- 9月4日…簿記教室(第3回)
- 9月5日…中央支部「なんでも相談会」
- 9月9日…新商連役員学習交流会
- 9月13日…弁護士による「無料法律相談」
(相談希望の方は事前にご予約ください)
- 9月17日…全商連総会方針学習会
(13時～ サンワークしばた・視聴覚室)